

Q&A

●有機農業促進・オーガニックビレッジ宣言について伺いますか

Q 深谷市内の有機栽培農家、特別栽培農家の戸数、耕作面積、産出額を伺いたい。

A 市が把握している有機農家は農

Q 学校給食の地場農産物の利用率23%ということだが、県内No.1の農業生産高の深谷市として、利用率をもっと向上させるべきではないか。

A できるだけ地場産の利用をお願いしているが、必要量を安定的に確保するのが難しい。

Q 子どもたちにより安全・安心な給食を提供するために、オーガニック給食に移行させる予定はないか。

A オーガニック食材を安定的に確保できる見込みがなく、また価格が高いことから、現状では難しいと考える。



こいずみ まこと 小泉 誠



映像はこちらから

Q 小中学校のオーガニック給食について市の考えは

A 食材の供給量と価格面から難しいものと判断している

Q 秩父鉄道明戸駅南側の農地について、もともとは開発目的として、その大半を鉄道会社が所有している。現状は耕作されておらず、雑草や立木などが繁茂している状態から、農業委員会では、農地の適正な管理について指導通知書の送付や農地の借り手のあっせんを行ってきており、一部の農地では耕作された時期もあったが、現状は、改善されていない状況である。

先般、当社へ農地の管理対策につ



Q 秩父鉄道明戸駅前（南方）の鉄道会社所有農地（面積4.6ha）（名義者は元地主）につき、適正利用がなされていない。そのため、獣（イノシシ、アライグマ、マムシ等々）の生息域となっている。全域に雑草、竹林（h20m）、立木（60cmの径）が広がり、付近住民はこの地域に近づけない。早期対応を願う。



なが た かつ ひこ 永田 勝彦

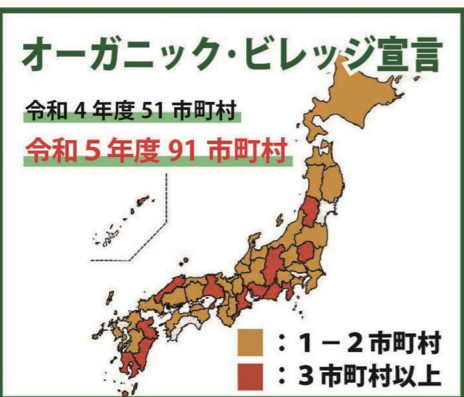


映像はこちらから

Q 明戸駅前農地の適正管理を求める

A 市民の不安解消に向け、強く指導を行っていく

いて農業委員会の求めに対し、保全管理の実施状況と今後3か年にわたる計画の文書報告を受けた。報告書の一例として、定期的な除草や、特に管理状態が酷い西側方面の竹林、立木の伐採が計画されているものである。農業委員会としては、引き続き、農地の適正管理と市民の不安解消に向け、強く指導を行っていく。



Q 農水省が推進する「オーガニックビレッジ宣言」を現在51市町村が行っているが、深谷市が宣言する考えはないか。

A 様々な生産方法に理解を示し、農業振興を図りたい。今後、有機農業者が増え、地域ぐるみで取組を進められるようになった場合に、考えたい。

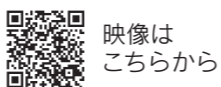
Q 業者団体1団体3農家・取組面積139アール、特別栽培では43の農産物が特別栽培農産物認証を受けており、栽培面積は約3,659アールである。産出額は把握していない。

Q 農地や空き地・空き家等の雑草繁茂について伺う

A 関係する部署で適切な対応をとりたい



はち す よし 由 八須 由憲



映像はこちらから

Q 自転車事故による死亡者は、頭部の損傷が原因となる人が多く、ヘルメットの重要性は明確である。ヘルメット着用を更に強く呼びかけていきたい。

Q 歩道があれば、自転車も歩道を通行してよいか。

A 歩道は、自転車の通行は原則認められていない。特別に歩道通行が認められている場合として、「自転車及び歩行者専用」の標識がついて



自転車の安全な乗り方講習会

Q 自転車に関する事故を、未然に防ぐために、行政としてどのような啓発活動をおこなっているか。

A 自転車の安全利用を広く呼びかけるため、市内小・中学生を対象とした交通安全教室、市本庁舎や各道の駅での街頭キャンペーンや高齢者交通安全講習等を実施している。

Q ヘルメットの重要性をもっと強くPRしていくべきではないか。

A 自転車事故による死亡者は、頭部の損傷が原因となる人が多く、ヘルメットの重要性は明確である。ヘルメット着用を更に強く呼びかけていきたい。



た くち ひで お 田口 英夫



映像はこちらから

Q 自転車のヘルメット着用をもっとPRすべきではないか

A ヘルメット着用について強く呼びかけていきたい

いる場合や13歳未満の子供、70歳以上の高齢者が運転する場合等がある。

Q 下原地区の市道について、車の速度を制限できるような、安全対策を講じてほしい。

A 速度制限などについては、警察の管轄となる。市からも情報提供を行うので、地元からも要望を上げていただきたい。

Q 現状で、市としてできる対策はないか。

A 薄くなっている路面標示や外側線等の引き直し、通学路であることから「学童注意」の路面標示等について、効果的な対策を研究する。

Q 空き家・空き地の雑草繁茂の苦情や相談が増え続けている。どのような対策を講じているのか。

A 所有者に対し、繁茂している樹木や草木などの現状の写真を同封して通知を送り、適切に管理していただくよう指導している。改善され

Q 田・畑の耕作放棄地での雑草繁茂が目立ち、隣接する土地に悪影響を及ぼしている。実態の調査や管理指導を行っているのか聞きたい。

A 農業委員会では、全農地を対象とした利用状況調査を行い、耕作放棄地の実態を確認している。「売りたい」「貸したい」との意向があれば貸貸等のあっせんも行う。雑草繁茂の苦情に関しては現地を確認し、適正な農地の管理をお願いする旨の通知を送付しており、状況によっては戸別訪問をするなどの対応をしている。

Q 市道に越境した立木の伐採について聞きたい。

A 見通しが悪い、通行ににくい等の苦情については、職員が現地を確認し、所有者宅へ訪問や通知によって立木の伐採をお願いしている。令和5年4月より【民法第233条】が改正され、一定の要件が整えば、越境された側で自ら枝を切ることができるようになったが、今後も立木の所有者に対し伐採をお願いする。

